

栗東市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき執行した定期監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月16日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 川嶋 恵

定期監査（工事監査）結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象 工事名 安養寺下戸山線道路改良工事
 主管課 建設部 道路・河川課
4. 監査実施日 令和7年3月3日
5. 監査の着眼点と実施内容

本市が発注する工事の設計、契約及び施工等が適正に行われているかを主眼とし実施した。実施にあたっては、技術的観点からの専門知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、関係書類の調査及び関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の実地調査を行った。

6. 監査の結果

技術士による調査結果をふまえ、事業目的・計画、設計、積算・契約、工事監理・施工に関する書類はいずれも概ね適正に整備されており、現場の施工状況も大きな問題はないものと認められた。

本監査で対象となった道路の整備については、地元が以前から長年要望し続けていたものであり、当該道路上における自動車や歩行者の安全確保が図られるとともに幹線道路からの接続と併せて道路ネットワークの充実を図ることが出来る点で事業効果が高い工事であると考えられる。工事の進捗に関しては適正な施工管理に努められるとともに引き続き安全管理に配慮し、無事故・無災害で工事が完成されることを期待する。

なお、技術士から提出された調査結果報告書は別添のとおりであり、この内容を職員間で十分情報共有され、今後の建設行政に引き継がれることを期待したい。